

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

2. こども・子育て政策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないように、国の責任において、地方財源も含めて確実に確保すること。また、こども・子育て政策の強化には、地域の実情に応じてこれまで進められてきた自治体独自の取組と協調して実施していくことが効果的であり、現場の自治体が計画的にサービス等を提供できるよう安定的な地方財源を確保すること。

3. 地方公務員の給与については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえ、必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

4. 地方自治法改正を踏まえた会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を確保すること。

5. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
6. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。
また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。
7. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補填措置を講じるなど実態に即したものとすること。
8. 特別交付税の算定に当たっては、現下の原油価格・物価高騰等の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。